

令和6年度

財政援助団体監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 158 号
令和 7 年 3 月 27 日

三 田 市 長 田 村 克 也 様

三 田 市 監 査 委 員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

財政援助団体監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和6年度 財政援助団体監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる補助事業者に対する令和5年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助に係る所管部署を監査の対象としました。

1 補助事業者 ※「」は補助事業名

(1) 学校法人湊川相野学園

「子育て支援に対する補助金」

「保育・教育施設に対する補助金」

「三田市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金」

2 所管部署

(1) 子ども・未来部子ども政策課及び保育振興課

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	ア 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 イ 補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 ウ 補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。 エ 補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。
(2) 補助事業者における事務処理が適切になされないリスク	ア 補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 イ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるようなものとなっているか。 ウ 補助事業者における事務処理が適正に行われるように内部統制が構築されているか。

(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク	<p>ア 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適正に行われているか。</p> <p>イ 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適正なものとなっているか。</p>
(4) 補助事業の公益性、必要性、有効性、公平性等が失われているリスク	<p>ア 補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認められるか。また、他の事業との重複、類似していないか。</p> <p>イ 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月 財政課)に照らして適正なものとなっているか。</p>

第5 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

令和6年8月29日から令和7年3月26日まで

第7 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 補助金の概要

(1) 補助事業名

- ア 子育て支援に対する補助金
- イ 保育・教育施設に対する補助金
- ウ 三田市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

(2) 補助事業の趣旨

ア 子育て支援に対する補助金

地域における子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助等を促進し、もって子どもの健全育成の推進を図るに当たり、子育て支援事業の実施に要する経費の一部を補助する事業

イ 保育・教育施設に対する補助金

保育・教育環境、保育・教育内容の充実等を図り、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、その運営に必要な経費の一部を補助する事業

ウ 三田市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

待機児童解消のため、保育士の人材確保、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所等を運営する者による保育士の宿舎借り上げを実施するために必要な経費の一部を補助する事業

(3) 補助対象者（補助事業者）

ア 子育て支援に対する補助金

(ア) 市内で運営される保育所、幼稚園及び大学、認定こども園

イ 保育・教育施設に対する補助金

(ア) 市内で運営される保育所及び認定こども園等

ウ 三田市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

(ア) 市内で運営される保育所及び認定こども園等

(4) 補助対象となる事業

ア 子育て支援に対する補助金

(ア) 地域子育て支援センター事業

イ 保育・教育施設に対する補助金

(ア) 運営改善事業

(イ) 障害児保育事業

(ウ) 延長保育事業

(エ) 一時預り事業（幼稚園型、余裕活用型）

ウ 三田市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

(7) 保育士宿舎借り上げ支援事業

(5) 学校法人湊川相野学園の役員及び事業の状況

ア 役員等 (令和6年3月31日現在)

役職名	人数
理事長	1名
常任理事	3名
理事	6名
監事	2名
評議員	25名

イ 事業内容 (設置校等。三田市内のみ掲載)

(7) 短期大学

- ・湊川短期大学

(イ) 高等学校

- ・三田松聖高等学校

(ウ) 幼稚園型認定こども園

- ・湊川短期大学附属北摂第一幼稚園
- ・湊川短期大学附属北摂中央幼稚園
- ・湊川短期大学附属北摂学園幼稚園

(エ) 保育園等

- ・湊川短期大学附属キッズポート保育園
- ・湊川短期大学附属ぽるとこども園

(6) 補助金の支出状況

(単位：円)

補助事業名	令和5年度	令和4年度	令和3年度
子育て支援に対する補助金	8,398,000円	8,398,000円	8,152,000円
保育・教育施設に対する補助金	13,453,800円	11,040,940円	8,365,519円
三田市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	5,892,000円	5,204,000円	3,605,000円
合計	27,743,800円	24,642,940円	20,122,519円

(7) 補助事業者における主な取組み状況

ア 子育て支援に対する補助金

(ア) 育児についての相談・指導に関する事業

(イ) 子育てサークル等の支援、育成に関する事業

(ウ) 地域の保育資源の情報提供等に関する事業

(エ) 在宅乳幼児と保護者の集団生活体験に関する事業

(オ) 関係機関と連絡会議への参加に関する事業

イ 保育・教育施設に対する補助金

(ア) 運営改善事業

・ 保育の環境整備に関する事業

・ 児童の安全対策に関する事業

(イ) 障害児保育事業

[対象保育士]

令和5年度：3名 令和4年度：2名 令和3年度：1名

(ウ) 延長保育事業

[実利用人数]

令和5年度：248名 令和4年度：225名 令和3年度：191名

(エ) 一時預り事業（幼稚園型、余裕活用型）

※実績なし

ウ 三田市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

(ア) 保育士宿舎借り上げ支援事業

[対象保育士]

令和5年度：9名 令和4年度：8名 令和3年度：6名

2 指摘事項

次に掲げる事項については、速やかに、改善等に向けた取組みを行ってください。

(1) 補助金の交付手続について

子育て支援に対する補助金交付要綱第4条において「市長は三田市補助金等交付規則第14条の規定に基づき、6月、9月、12月に補助金を概算交付できる。」と規定されているところ、6月に交付決定額の75%を交付し、翌年4月に精算額が交付される年2回の交付となっていることから、同要綱と異なる運用が行われていました。

当該補助金の内容を確認すると、補助金の大部分が当該補助事業に従事する職員の給与等であり、また、6月のみの概算払いは補助事業者との協議の結果であるとのことでした。

毎月支払われる給与等に対する補助金の側面が大きいのであれば、要綱に定められた年3回の概算払いは一定理解できることから、補助金のあり方について整理を行う

とともに、必要に応じて要綱等の見直しを行ってください。

3 意見事項

次に掲げる事項については、財政援助に係る出納その他の事務執行等において十分に留意されるよう意見を提出します。

(1) 補助金の交付申請手続について

保育・教育施設に対する補助金に定める運営改善事業において、補助事業者から事業実施前に提出された実施計画書と、事業実施後に提出された実績報告書を比較すると6倍強の差が生じており、当初の実施計画書に記載された金額の正確性に疑義が生じるものがありました。

については、補助事業者から提出を受けた実施計画書の審査を適切に行い、不備等生じている場合は、適切に補助事業者に対して指導してください。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		6	100
監査結果報告日	令和7年3月27日 監査結果報告		
対象監査	令和6年度財政援助団体監査		
対象部署等	子ども・未来部子ども政策課		
補助事業名	子育て支援に対する補助金		
指摘事項	<p>子育て支援に対する補助金交付要綱第4条において「市長は三田市補助金等交付規則第14条の規定に基づき、6月、9月、12月に補助金を概算交付できる。」と規定されているところ、6月に交付決定額の75%を交付し、翌年4月に精算額が交付される年2回の交付となっていることから、同要綱と異なる運用が行われていました。</p> <p>当該補助金の内容を確認すると、補助金の大部分が当該補助事業に従事する職員の給与等であり、また、6月のみの概算払いは補助事業者との協議の結果であるとのことでした。</p> <p>毎月支払われる給与等に対する補助金の側面が大きいのであれば、要綱に定められた年3回の概算払いは一定理解できることから、補助金のあり方について整理を行うとともに、必要に応じて要綱等の見直しを行ってください。</p>		
改善措置通知日	令和7年3月27日 改善措置通知		
改善措置内容	子育て支援に対する補助金交付要綱第4条の規定のとおり、6月、9月、12月に概算払いするようにします。		
改善措置公表日	令和7年4月28日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。